【論　　文】

制度の二重性と協力・支配の関係

―― マルクス・レヴィ・オストロムの再検討 ――

松　山　　淳*

要　旨

本稿の目的は，制度における協力と支配の関係を理論的に検討することである。守（2001）は，制度が効率性を実現する機能と支配を可能にする機能という二重性を有することを指摘した。本稿はこの視点を手がかりとして，マルクス，レヴィ，オストロムの議論を再検討し，協力と権力の関係を考察する。

まずマルクスの協業論を取り上げる。協業は個々人の能力を超える社会的生産力を創出する一方で，資本による統制と搾取の基盤ともなる。協業は協力を可能にする制度であると同時に，支配関係を形成する制度でもある。

次にレヴィの準自発的遵守論を検討する。レヴィは，国家による統治が強制だけでなく，信頼できるコミットメント，条件付き協力，協力期待の形成によって支えられていることを示した。準自発的遵守は，人々が契約を利益と公正性の観点から受容し，支配者と他者の遵守を期待するときに成立する。ここでは国家が協力期待を組織する主体として位置づけられる。

さらにオストロムの自治的ガバナンス論を検討する。オストロムは，共通プール資源の利用者が自らルールを形成し，監視と制裁を通じて持続的な協力を実現できることを示した。また，設計原理は協力を促進する制度であると同時に，権限や責任を配分する制度として理解できる。

以上の検討から，協力と支配は対立するものではなく，制度を媒介として相互に依存しながら形成されることが明らかとなる。協力はルール，監視，制裁などの制度的条件を必要とし，支配はその協力を組織する契機となる。本稿は，制度を効率性向上の装置としてのみではなく，協力と権力の双方を形成する仕組みとして理解する必要性を示すものである。

1. はじめに

制度は社会的協力を可能にする。人々は制度を通じて行動を調整し，相互の予想を安定化させ，集団的利益を実現することができる。この意味で，制度は社会秩序や経済発展の基礎として理解されてきた。本稿では制度を，人々の相互作用を規定する法律，非公式ルール，および相互期待から構成される社会的仕組みとして理解する（Bowles and Halliday, 2022, p.11）。

制度は協力を可能にするだけではない。制度は同時に人々の行動を制約し，特定の権力関係を形成し，維持する機能を持つ。守（2001）は，制度が効率性を実現する機能と支配を可能にする機能という二重性を有することを指摘した。制度は社会的協力を促進する一方で，特定の主体による統制や支配の基盤ともなりうるのである。

ところが，協力に関する研究では，協力を成

＊　富山大学経済学部准教授

立させる制度条件の解明に大きな関心が寄せられてきた一方で，協力を支える制度が同時にいかなる権力関係を形成するのかという問題は必ずしも十分に検討されてこなかった。しかし，協力を維持するためにはルール，監視，制裁などの制度的装置が必要であり，それらは同時に人々の行動を統制する契機ともなる。したがって，制度を理解するためには，協力と支配を対立的な概念としてではなく，両者の相互関係のなかで捉える必要がある。

本稿の目的は，制度における協力と支配の関係を理論的に検討することである。この課題に取り組むため，本稿は守（2001）のいう制度の二重性という視点を手がかりとして，マルクス，レヴィ，オストロムの議論を再検討する。マルクスは『資本論』において協業（co-operation）が社会的生産力を生み出すことを明らかにすると同時に，協業が資本による搾取の基盤となりうることを指摘した。レヴィは準自発的遵守（quasi-voluntary compliance）の概念を用いて，国家が信頼，条件付き協力，協力期待の形成を通じていかに市民の協力を組織するのかを分析した。また，オストロムは共通プール資源（common-pool resources：CPRs）の研究を通じて，利用者自身による自治的ガバナンス（self-governance）が協力を維持しうることを示した。これら三者は異なる理論的背景を持ちながらも，協力を支える制度と権力の関係を理解するうえで重要な視角を提供している。

本稿の主張は，協力と支配は相互に排他的な関係ではなく，制度を媒介として相互に依存しながら形成されるという点にある。マルクスは協業の内部に資本の支配の形成を見出し，レヴィは国家が信頼と期待の創出を通じて市民の協力を組織する過程を分析し，オストロムは利用者自身による自治的ガバナンスの可能性を示した。これらの議論を通じて，本稿は制度の二重性を再検討するとともに，協力を支える制度が権力関係を形成し，また権力が制度を通じて協力を組織するという相互関係を明らかにする。

本稿の構成は以下の通りである。第2節ではマルクスの協業論を手がかりとして，協力と支配という問題の理論的構図を整理する。第3節ではレヴィの準自発的遵守論を検討し，国家がいかにして市民の協力期待を組織するのかを考察する。第4節ではオストロムの自治的ガバナンス論を取り上げ，協力を支える制度条件と，それらがいかなる権限や責任の配分を伴うのかを検討する。第5節では，以上の議論を踏まえて制度の二重性について再検討し，協力と支配の関係に関する理論的含意を示す。

2. マルクスの協業論と制度の二重性

2.1 ホモ・エコノミクス批判と社会的存在としての人間

守（2001）は，社会的ジレンマの問題を論じるにあたり，個人主義と合理主義を基礎とする近代経済学の人間観に着目している。近代経済学において，人間は一般に自己利益を追求する合理的主体として理解されてきた。いわゆるホモ・エコノミクス（*homo economicus*）である。ホモ・エコノミクスは，与えられた制約条件のもとで自己の効用を最大化する主体として定式化され，社会はそのような個人の集合として捉えられる。このような方法論的個人主義は近代経済学の中心的前提となってきた。

とりわけ市場経済においては，個々人が自己利益を追求することによって，結果として社会全体の利益が実現されると考えられてきた。この考え方の理論的基礎の一つは，一定の条件のもとで競争均衡がパレート効率性を達成するという厚生経済学の第一基本定理である。そこでは個人合理性と社会的合理性との調和が想定されている。

しかし，社会的ジレンマの存在はこの想定に根本的な疑問を投げかける。本稿において社会的ジレンマとは，個人にとって合理的な行動が，

集団全体にとって望ましくない結果をもたらす状況を指す。Hardin（1968）の「共有地の悲劇」はその典型例として知られている。そこでは，共有地を利用する個々の主体が自己利益を追求する結果として資源の過剰利用が生じ，最終的には共有地そのものが破壊される[1)]。すなわち，個人合理性と社会的合理性は一致するどころか，むしろ対立する可能性をはらむ。この意味で社会的ジレンマは，個人主義と合理主義を基礎とする近代社会の内在的矛盾を示している。

こうした問題意識は，マルクスの疎外論とも深く関係している。マルクスは，人間を孤立した個人として捉える近代経済学的な人間観を批判した。彼は疎外（Entfremdung）の概念を用いて，労働者は自己の労働生産物から疎外されるだけでなく，自身の生産活動，類的本質，そして人間からの人間の疎外について論じている[2)]。資本主義社会において労働者は，本来社会的存在であるにもかかわらず，市場において相互に競争する「疎外された」人間として現れる。

マルクスによれば，人間は生来，「社会的な動物」（Marx, 1965, p.428）である。人間は他者との関係を通じて生産し，生活し，自己を実現する。したがって，疎外された個人を出発点とするホモ・エコノミクス的な人間観は，人間の本質を十分に捉えているとはいえない。マルクスの批判は，そのような人間観に向けられたのは確かであるが，むしろその批判の根底にあるのは，社会的関係が物象化され，人々が互いに疎外された主体として行動せざるを得ない資本主義社会の構造であった。

このように，マルクスにとって人間は本来的に社会的存在であり，その能力は他者との共同的な活動を通じて発揮される。したがって彼の関心は，孤立した個人の行動ではなく，人々の共同的な活動によって生み出される社会的な力に向けられていた。その典型的な例が『資本論』第 1 巻第 11 章「協業」における協業の分析である。マルクスは，個々の労働者の能力の単純な総和を超える社会的生産力が協業によって生み出されることを明らかにしている。しかし，同時に，協業によって飛躍的に増大する生産力が特定の生産関係のもとで資本による搾取の基盤ともなりうることにも注意を払う。本稿は，協業が社会的生産力を創出すると同時に資本による支配の基盤ともなりうる点に着目し，そこに制度の二重性を見出す。

2.2　協業と制度の二重性

『資本論』第 1 巻第 11 章「協業」において，資本主義的生産の基本的な形態の協業が分析される。マルクスは協業を，「同じ生産過程で，または同じではないが関連のあるいくつかの生産過程で，多くの人々が計画的に一緒に労働するという労働の形態」（Marx, 1965, p.427）と定義する。すなわち，協業とは多数の労働者が共同して労働を行う形態である。もっとも，協業そのものは資本主義に固有のものではない。土地の干拓，築堤，灌漑施設の建設など，個人では遂行できない大規模事業は古くから協業によって実現されてきた。マルクスが着目したのは，労働者が共同で生産活動を行うことによって，個々の能力の単純な合計を超える生産力が発揮される点であった。

協業は，単に多くの人々が集まることにあるのではない。マルクスは，多くの労働者を同時に活動させることによって，生産に使用される建物，用具や装置などの生産手段の一部分が労働過程で共同で消費されることにより，生産手段の節約が起こることを指摘する（Marx, 1965, p.426）。また，多くの労働者を同じ場所で活動させることにより，人々の単なる社会的接触が

1）　第 4 節で見るように，Ostrom（1990）の共通プール資源研究も社会的ジレンマの問題を出発点としている。とりわけ第 1 章では，Hardin（1968）の「共有地の悲劇」が主要な検討対象となっている。

2）　Marx（1975）p.438，守（2001）p.149。

競争心や活力の独特な刺激を生み出し，各人の個別的作業能力を高め，個別に作業する場合に比べて，生産力を飛躍的に高めることが可能になる（Marx, 1965, p.428）。とくに，後者の協業の効果は，人間が本来的に社会的存在であるという認識を，協業の分析を通じて具体的に示している。

しかし，協業は労働者たちの活動だけで完結するのではない。多数の労働者が共同して労働する以上，個々の活動を調整し，生産過程を統一するための指揮や監督が必要となる。協業により高められた社会的生産力を継続的に引き出すためには，そのような調整機能が不可欠である。さらに，協業が発展するにつれ，指揮の性格そのものが変化し，労働過程遂行のための必要条件となる。マルクスは次のように述べている。

> 多数の賃金労働者の協業が発展するにつれて，資本の指揮は，労働過程そのものの遂行のための必要条件に，一つの現実の生産条件に，発展してくる。生産場面での資本家の命令は，いまでは戦場での将軍の命令のようになくてはならないものになるのである。（Marx, 1965, p.434）

また，資本主義的生産過程においては，指揮や監督の機能そのものが資本の独自の機能となる。

> この指揮や監督や媒介の機能は，資本に従属する労働が協業的になれば，資本の機能になる。資本の独自の機能として，指揮の機能は独自な性格をもつことになるのである。（Marx, 1965, p.434）

本来，協業による生産力は多数の労働者の結合から生じる社会的な力である。しかし，資本主義的生産においては，この指揮・監督の機能は資本家によって担われる。その結果，協業によって生み出された社会的生産力は，労働者たちの共同の力としてではなく，資本の力として現れる。労働者は資本の指揮のもとで協業するため，その生産力は資本の属性として認識されるようになる。マルクスはこの点について次のように述べている。

> 労働の社会的生産力は，労働者が一定の諸条件におかれさえすれば無償で発揮されるのであり，そして資本はこのような諸条件の下におくのである。労働の社会的生産力は資本にとってはなんの費用もかからないのだから，また他方この生産力は労働者の労働そのものが資本のものになるまでは労働者によって発揮されないのだから，この生産力は，資本が生来もっている生産力として，資本の内在的な生産力として，現れる。（Marx, 1965, p.437）

さらにマルクスは，資本家による指揮の形態を専制的（despotic）なものと表現している（Marx, 1965, p.435）。マルクスによれば，資本家の指揮は「社会的労働過程の性質から生じて資本家に属する特別な機能であるだけではなく，同時にまた一つの社会的労働過程の搾取の機能」でもある（Marx, 1965, p.434）。すなわち，協業の維持に必要な調整機能と剰余価値の取得を目的とする搾取機能とは，資本主義的生産において不可分に結びついている。協業を可能にする制度は，この意味で協力の条件であると同時に支配の条件でもある。

守（2001）は，この点を制度の二重性として理解する。制度は人々の行動を調整し，協力を促進することによって社会的利益を生み出す。しかし同時に，制度は人々の行動を拘束し，特定の主体への権力集中を可能にする。協業はその典型例である。協業がなければ大規模な社会的生産は不可能であるが，協業を維持するための制度は支配関係を生み出す契機を常に内包し

ている。ここに，制度が効率性[3]を実現する機能と支配を可能にする機能という二重性を見ることができる。

以上の考察は，社会的ジレンマを単なる協力の問題としてではなく，協力と支配との関係として捉える視点を示している。マルクスは協業を通じて，社会的利益の創出と支配関係の形成が同一の制度から生じうることを明らかにした。しかし，協力を維持するために人々はいかにして規則に従うのか，また支配はいかにして正当化されるのかという問題については，必ずしも十分に論じていない。この問題を国家と市民との関係のなかで分析したのがマーガレット・レヴィの準自発的遵守論である。

3. レヴィの準自発的遵守論

3.1 問題設定

前節では，マルクスの協業論を手がかりとして，制度が効率性と支配という二つの側面を併せ持つことを論じた。つまり，協業は個々人の能力を超える社会的生産力を創出し，生産性の向上を可能にする。しかし同時に，協業は資本による労働の統制を強化し，生産過程における支配関係を再生産する。

しかし，ここで一つの重要な問題が生じる。協業によって生み出された社会的生産力が資本の力として現れるとしても，なぜ人々はそのような支配関係を受容し続けるのであろうか。支配者が常に強制力によって被支配者を従わせることは可能なのだろうか。

この問題に対して，レヴィは著書 *Of Rule and Revenue*（1988）において独自の理論的説明を提示した[4]。レヴィの出発点は，国家あるいは支配者を住民から可能な限り多くの歳入を引き出そうとする略奪的（predatory）な主体[5]として捉える点にある（Levi, 1988, p.3）。支配者は税収や人的資源を獲得することによって統治を維持しようとするが，そのためには構成員の協力が不可欠である。支配者は単に命令するだけでは十分ではなく，人々が税を納め，規則を遵守し，必要な場合には国家の要請に応じるような状態を実現しなければならない。

この観点からレヴィが提起する中心的な問いは，いかにして支配者が構成員の遵守を維持するのかという問題である。レヴィのいう遵守とは，人々が国家によって定められた規則や義務を遵守することを意味する。それは単なる約束の履行ではなく，納税や兵役，法令遵守のように，権威によって課された規則に従う行為を指している。彼女によれば，税契約が成立したとしても，その遵守が自動的に維持されるわけではない。契約の内容は完全には明示されず，監視や執行も常に不完全である。また，時間の経過とともに納税者は税負担とその見返りを再評価し，契約条件の変更や課税回避の可能性を模索するようになる。その結果，フリーライダー問題が生じ，遵守は次第に不安定なものとなる。レヴィにとって重要なのは，このような状況のもとで支配者がいかにして遵守を維持するかと

3） 本稿でいう効率性とは，制度が協力を可能にすることによって社会的利益（あるいは社会的生産力）を実現する機能を指しており，資源配分の効率性に限定されるものではない。

4） レヴィの準自発的遵守論は，Levi（1988, ch.3）において体系的に提示された。その後レヴィは，信頼（trust），統治（governance），正統性（legitimacy）の問題へと研究を発展させている（たとえば，Cook, Hardin, and Levi（2005）を参照）。

5） レヴィによれば，支配者が略奪的（predatory）であることは，必ずしもマルクス的な意味で搾取的（exploitative）であることを意味しない。略奪性とは歳入最大化を目指す行動原理を指すのに対し，搾取は剰余労働の抽出や資産への不平等なアクセスに関わる社会関係を意味する（Roemer, 1982；Elster, 1985）。このため，支配者は略奪的でありうるが，必ずしも搾取的であるとは限らない（Levi, 1988, p.3, n.3）。

いう問題である。

レヴィによれば，支配者は遵守確保のコストを低減するために三つの方法を利用することができる。第一は強制であり，監視と制裁を通じて規則遵守を促す方法である。第二はイデオロギー的遵守であり，公正さや義務に関する規範的信念を通じて協力を引き出す方法である。そして第三が準自発的遵守である。レヴィが特に注目するのはこの第三の方法である。それは，支配者が一定の信頼を獲得し，他者もまた協力しているという期待が形成されることによって，人々が自発的に規則を遵守する状態を意味する。

本節では，レヴィの準自発的遵守論を検討する。まず強制とイデオロギーによる説明の限界を確認したうえで，準自発的遵守の概念とその理論的意義を考察する。続いて，取引利益，公正性，信頼性という準自発的遵守を支える諸要素を検討し，条件付き協力と協力期待の形成を通じて，支配者がいかにして遵守を創出するのかを明らかにする。これにより，国家がいかにして協力期待を組織し，準自発的遵守を通じて統治を安定化させるのかを考察する。

3.2　強制とイデオロギー

支配の維持を説明する際，従来の理論は主として二つの説明を提示してきた。一つは強制による説明であり，もう一つはイデオロギーや規範による説明である。Levi（1988）はまずこれら二つの説明を検討し，その限界を明らかにしたうえで準自発的遵守の概念を提示する。

第一の説明は強制である。税の未納や脱税は違法行為であり，発覚した場合には罰金やその他の制裁が科される。この意味で，強制は社会秩序の維持に対するホッブズ的解決として理解できる。しかし，監視や執行には大きな費用が伴う。支配者はすべての構成員を常時監視することはできず，いかなる政府も遵守違反を完全に排除することはできない。したがって，強制だけに依存した支配は費用の面から限界を持つ。

第二の説明はイデオロギーである。人々は自己利益だけではなく，規範や信念にもとづいて行動する場合がある。North（1981, 1985）は，イデオロギーを行動を修正する信念や価値の体系として捉え，それがフリーライダー行動を抑制する可能性を指摘した。しかしレヴィによれば，イデオロギーの概念は十分に明確化されておらず，それだけで遵守の差異を説明することは困難である（Levi, 1988, p.51）。また，ノースとは異なりレヴィは，イデオロギーは自己利益的行動を抑制するだけでなく，正当化する方向にも作用しうる点を指摘する（Levi, 1988, p.51）。

このように，強制だけでは執行費用の問題を説明できず，イデオロギーだけでは行動の実際の動機を十分に説明できない。レヴィの問題関心は，これら二つの説明の間に位置する協力のメカニズムを明らかにすることにあった。そのために彼女が提示したのが，準自発的遵守という概念である。

3.3　準自発的遵守

Levi（1988）の理論的貢献は，国家による支配と市民の協力との関係を説明する概念として，準自発的遵守を提示した点にある。安定した統治は単なる強制にも，また純粋なイデオロギー的同意にも依拠していない。むしろ，人々が一定の条件のもとで自発的に協力することによって成立している。

準自発的遵守とは，人々が自らの意思で規則や義務に従う一方で，非遵守に対しては強制が存在するような状態を指す（Levi, 1988, pp.52-53）。それが自発的（voluntary）であるのは，人々が自らの判断によって納税や法令遵守を選択するからである。他方で準自発的（quasi-voluntary）であるのは，非遵守が発覚した場合には処罰の対象となるからである。したがって，準自発的遵守は純粋な強制による服従とも異なり，また規範や信念のみによって支えられたイ

デオロギー的遵守とも異なる。さらにそれは，単純な利己的計算にも還元されない。人々は他者もまた協力しているかどうか，また政府が約束を守るかどうかを考慮しながら行動を選択するからである。

ここで重要なのは，レヴィが支配と協力を対立的なものとして捉えていない点である。国家は強制力を保持しているが，強制だけでは統治を維持できない。他方で，市民の協力は自発的であるが，完全に自由なものでもない。準自発的遵守は，支配と協力が交差する地点に成立する現象なのである。

さらにレヴィは，準自発的遵守を一般に正統性（legitimacy）と呼ばれる現象の一側面として位置づけている（Levi, 1988, p.54）。ただし彼女の関心は，正統性を単一の概念として捉えることではない。むしろ準自発的遵守という概念を用いることによって，正統性を構成する要素のうち，イデオロギーのみに基づく部分と，取引による利益（gains from trade）や戦略的期待に基づく部分とを分析的に区別することが可能になる。この点にレヴィの理論的独自性がある。人々が支配に従うのは，単に支配を正当なものと信じているからではなく，契約が公正であり，支配者が約束を守り，他者もまた協力していると期待できるからである。準自発的遵守は，このような戦略的期待と規範的要素が結びつくことによって成立するのである。

したがってレヴィの理論は，協力の成立条件を解明する理論であると同時に，支配の安定性を説明する理論でもある。では，なぜ人々は国家を信頼し，他者もまた協力していると期待するのであろうか。以下では，準自発的遵守を支える諸条件について検討する。

3.4　取引利益・公正性・信頼性

レヴィによれば，準自発的遵守を成立させるための出発点は，支配者と構成員とのあいだに取引利益が存在することである。歳入徴収は単なる強制ではなく，支配者が公共財や各種のサービスを提供し，構成員がその対価として税を支払う交換関係として理解される。しかし，Levi（1988, pp. 55-56）は，取引利益は準自発的遵守の前提条件ではあるが，それ自体は準自発的遵守の原因ではないと強調する。むしろ取引利益の存在，とりわけ公共財という形での存在こそが，フリーライダー問題を生み出し，準自発的遵守を説明すべき課題として浮上させるのである。

さらにレヴィは，準自発的遵守の基礎には物質的利益だけでなく，公正さに関する規範（norms of fairness）が存在すると論じる（Levi, 1988, p.56）。支配者は公共財だけでなく私的利益を提供する場合もあるが，ある集団が負担を引き受け，他の集団が利益のみを享受する状況が生じれば，構成員はそれを不公正な契約として認識する可能性が高い。納税者が自らを搾取されていると感じる場合，準自発的遵守は低下する。したがって，準自発的遵守を支えるのは単なる利益の存在ではなく，税契約が公正であるという認識なのである。

もっとも，公正な契約が存在するだけでは十分ではない。支配者は，構成員に対して公共財の供給が実際に行われることを納得させなければならない。Levi（1988, p.56）は，支配者が制裁だけでなく，正の価値をもつ公共財を提供することによって協力を促進しようとすると論じる。Frohlich and Oppenheimer（1974）に依拠しながら，支配者は「脅し」と「提供」の最適な組み合わせを追求すると指摘する。構成員にとって価値のある公共財が供給されると認識されるほど，準自発的遵守は高まりやすい。しかし同時に，公共財はフリーライダー問題を伴うため，利益の存在それ自体が遵守を保証するわけではない。

この点に関連してレヴィは，公共財の性質が個人の戦略に影響を与える可能性を指摘している（Levi, 1988, pp. 57-58）。通常の公共財は囚

人のジレンマとして理解されるが，S 字型の生産関数や不連続財（lumpy goods）の場合には，個人の行動は他者の行動に依存する条件付きのものとなる。とりわけ保証ゲーム（assurance game）の状況では，他者も協力するという保証が存在するならば，個人は協力を選択する可能性が高くなる。彼女が重視するのはゲーム理論的分類そのものではなく，支配者が公共財の性質や情報環境を操作することによって，人々の期待を組織しうるという点である。

しかし，こうした利益や公正性が存在したとしても，支配者が約束を守ると信じられなければ準自発的遵守は成立しない。構成員は，課税によって集められた資源が本当に約束された目的に用いられるのかを常に問題にする。そこでレヴィは，準自発的遵守を支える第三の要素として信頼性（credibility）を挙げる。支配者は自らの約束を信頼できるものとするために，事前コミットメント（pre-commitment）を行う必要がある。その代表例として彼女は，法的制約や予算制度による自己拘束（self-binding），権力の部分的放棄，残余請求権者（residual claimant）としての地位の確立，さらには人質（hostage）となる資源や地位の提供などを挙げている（Levi, 1988, pp. 60-62）。これらはいずれも，支配者が契約を破った場合に自らも損失を被る状況を制度的に作り出すことで，約束の信頼性を高めようとする試みである。

以上より，レヴィの準自発的遵守論においては，第一に取引利益が存在し，第二にその契約が公正であると認識され，第三に支配者の約束が信頼できるものとして受け止められることが必要である。準自発的遵守は単なる利害計算の結果ではなく，公正性と信頼性によって支えられた協力関係として成立するのである。

3.5　条件付き協力と協力期待の形成

準自発的遵守を維持するためには，支配者自身が信頼できる存在であるだけでは十分ではない。納税者は，他の納税者もまた遵守していると信じることができなければ，自らのみが負担を引き受ける「お人よし」（sucker）となることを恐れ，協力を撤回する可能性がある。したがって，準自発的遵守の維持にとって重要なのは，支配者に対する信頼だけではなく，他者も協力しているという期待を形成することである。

Levi（1988, p.62）は，このような期待形成の基礎として条件付き協力（conditional cooperation）の概念を導入する。条件付き協力とは，個人の協力行動が他者の協力行動に依存する状況を意味する。広く知られているように，繰り返しゲーム（反復的な相互作用）の下では，裏切りはもはや支配戦略とはならず，各人の行動は他者の行動に依存する，すなわち「条件付き」行動となる（cf. Axelrod, 1984）。将来の利益が十分重視される場合，人々は他者が協力する限り自らも協力し，他者が裏切れば自らも協力を撤回する。

このような条件付き協力が成立するためには，他者の行動に関する情報と監視が必要である。人々は他者の過去の行動を観察し，その評判を参照することによって将来の行動を予測する。レヴィは，このような協力に関する共有された認識を共通知識（common knowledge）の形成として理解している。このため，繰り返しの相互作用や公開された議論の場は重要な意味をもつ。歴史的な議会や代表制諸制度は，支配者に約束を守らせるだけでなく，構成員同士が互いの協力を確認し，協力期待を共有する制度としても機能していたのである（Levi, 1988, p.63）。

さらにレヴィは，支配者の役割を単なる強制者としてではなく，協力を調整する主体として理解する（Levi, 1988, p.60）。第 3.4 節で検討したように，公共財の性質によっては，協力問題は囚人のジレンマではなく保証ゲームとして理解できる。この場合，人々は他者も協力するという保証があれば自らも協力を選択する。支配

者は，他者もまた協力しているという情報を提供し，制裁の適用を調整することによって，この保証を形成する役割を果たす。レヴィはここに支配者の重要な機能を見出している。

また，支配者は選択的インセンティブや共同体的制度を利用することによって，協力期待をさらに高めることができる（Levi, 1988, pp.64-66）。歴史的には，氏族，村落，荘園などの小規模集団が徴税や社会統制に利用されてきた。こうした制度は構成員同士の監視と相互依存を促進し，条件付き協力を維持する基盤となった。レヴィによれば，支配者はこれらの小集団を利用することで，高い監視コストを負担することなく準自発的遵守を実現することができる。

最後に Levi（1988, pp.66-67）は，支配者による調整が忠誠（loyalty）を生み出す可能性にも注目する。ここでいう忠誠とは，イデオロギー的な献身ではなく，公共財の供給において支配者が果たす役割に対する評価に基づく戦略的な態度である。支配者が協力を組織し，公共財の供給を実現するうえで不可欠な存在として認識される場合，人々は一時的に公共財の質が低下したり，他者の離脱が生じたりしても，協力を維持する傾向を示す。忠誠は，この意味において，協力期待を安定化させる機能を果たすのである。

以上より，レヴィの準自発的遵守論の核心は，支配者が強制によって服従を獲得することではなく，協力期待を組織することにある。支配者は，信頼性を確立し，条件付き協力を促進し，他者も協力しているという保証を提供することによって，準自発的遵守を成立させる。したがってレヴィの理論は，支配と協力を対立的なものとしてではなく，支配者による協力期待の組織化を通じて両者の関係を説明する理論として理解することができる。

3.6　小括

本節では，レヴィの準自発的遵守論を検討した。レヴィの中心的な関心は，なぜ人々が税を支払い，法律に従い，国家の要求に応じるのかという問題にある。彼女は，強制のみでもイデオロギーのみでも協力は十分に説明できないと考え，準自発的遵守という概念を提示した。準自発的遵守とは，人々が国家との契約から利益を得ていると認識し，その契約が公正であり，かつ支配者と他の構成員がともに約束を履行すると信じるときに成立する協力の形態である。

レヴィによれば，取引利益は準自発的遵守の前提条件ではあるが，それ自体が準自発的遵守の原因ではない。むしろ重要なのは，支配者が信頼できるコミットメントを通じて自らの信頼性を確立し，人々に公共財の提供を保証することである。さらに，準自発的遵守を維持するためには，他の構成員もまた協力しているという期待が形成されなければならない。このため支配者は，条件付き協力を促進し，情報を提供し，行動を調整することによって，協力期待を組織する役割を果たす。彼女の理論は，準自発的遵守の成立を，支配者の信頼性の確立と協力期待の組織化という二つの側面から説明するものである。

この意味でレヴィの理論は，支配と協力を対立的なものとしてではなく，相互に依存するものとして捉えている。国家は市民の協力を通じて歳入を確保し公共財を供給するが，その協力は同時に国家の支配能力を強化する。準自発的遵守とは，支配者が協力期待を組織することによって成立する支配と協力の結合形態なのである。

もっとも，レヴィの分析は統治主体としての国家を中心に展開されている。彼女の問いは，国家がいかにして協力を獲得し，支配を安定化させるかという問題として設定されている。そのため，国家権力から相対的に自律した共同体や利用者集団において，人々がどのようにルールを形成し，協力を維持するのかという問題は十分に扱われていない。

しかし，レヴィが重視した信頼，条件付き協

力，監視，調整，協力期待の形成といった要素は，必ずしも国家によってのみ実現されるものではない。地域共同体や利用者集団においても，人々は相互作用を通じて協力期待を形成し，自らルールを作り，監視と制裁を行うことができる。エリノア・オストロムの自治的ガバナンス論は，まさにこのような協力の制度的基盤を理論的・経験的に解明したものである。次節ではオストロムの議論を検討し，協力を支える制度が国家による支配だけでなく，利用者自身による自治を通じても形成されうることを明らかにする。

4. オストロムの自治的ガバナンス―協力の制度

4.1 問題設定―レヴィの限界と自治的ガバナンスの課題

前節では，Levi（1988）の準自発的遵守論を検討した。レヴィは，国家による支配と市民の協力を対立的なものとしてではなく，協力期待の形成を通じて結びついたものとして捉えた。国家は単なる強制によって統治を維持するのではなく，信頼できるコミットメントを提示し，他の構成員もまた協力しているという期待を創出することによって，準自発的遵守を実現する。この意味で彼女の理論は，支配がいかに協力に依拠しているのかを明らかにするとともに，協力期待の形成を通じて支配がいかに安定化されるのかを示したものである。

しかし，レヴィの分析は基本的に国家を中心として展開されている。彼女の中心的な問いは，国家がいかにして協力を獲得し，協力期待を組織するのかという問題であった。そのため，国家権力から相対的に自律した共同体や利用者集団において，人々がいかにして協力期待を形成し，協力を維持するのかという問題は十分に扱われていない。

この問題に正面から取り組んだのが Ostrom（1990）である。オストロムは共通プール資源の研究を通じて，利用者自身がルールを形成し，監視し，制裁を行うことによって，長期間にわたり協力を維持しうることを示した。そこでは国家による一方的な統制ではなく，利用者自身による自治的ガバナンスが中心的な役割を果たしている。

もっとも，オストロムの理論を単純に「国家なき協力」の理論として理解することは適切ではない。自治的ガバナンスにおいても，境界の設定，監視，制裁，紛争解決などの制度的仕組みが不可欠であり，協力は自動的に成立するわけではない。むしろ重要なのは，こうした制度が利用者自身によって形成され，運営されている点である。したがってレヴィが国家による協力期待の組織化を分析したのに対し，オストロムは利用者共同体による協力期待の形成と維持を分析したものとして理解することができる。

以上を踏まえ，本節ではまずオストロムの自治的ガバナンス論の基本的枠組みを検討する。次いで，協力を支える制度条件としての設計原理を整理し，利用者自身がいかにして協力期待を形成し維持するのかを考察する。そのうえで，レヴィの準自発的遵守論との比較を通じて，協力と支配の関係を再検討する。

4.2 自治的ガバナンス

Ostrom（1990）の研究は，共通プール資源（CPRs）の管理をめぐる従来の理解に対する根本的な再検討から出発している。CPRs とは，潜在的な利用者の排除が困難であり，かつ一人の利用が他者の利用可能量を減少させる資源である。漁場，森林，灌漑用水，牧草地などはその代表例である。

共通プール資源をめぐる理論的議論に大きな影響を与えたのは，第 2 節ですでに言及した，Hardin（1968）の「共有地の悲劇」であった。ハーディンは，利用者が自己利益を追求するならば，各人は利用量を増やす誘因を持ち，その結果と

して資源の過剰利用と枯渇が生じうると論じた。この議論は，個人合理性が集団的非合理性を生み出しうるという点で，囚人のジレンマやOlson（1965）の集合行為論と共通する構造を持つ。

オストロムによれば，この問題に対して従来提示されてきた解決策は二つであった。第一は国家による規制であり，第二は私有化による市場的解決である。前者は外部権力による強制を通じて資源利用を制御しようとするものであり，後者は財産権を明確化することによって利用者のインセンティブを調整しようとするものである。いずれの場合も，問題解決の主体は利用者自身ではなく，国家または市場という制度である。

これに対してオストロムは，世界各地の長期存続型CPR制度の詳細な事例研究を通じて，こうした二分法に異議を唱えた。スペインの灌漑制度，スイスの共有牧草地，日本の入会林野などでは，利用者自身が資源利用のルールを定め，監視し，制裁を実施することによって，長期間にわたり資源を維持してきたのである。これらの事例は，共有資源の持続的管理が国家や市場への全面的依存なしに実現しうることを示していた（Ostrom, 1990, ch.3）。

オストロムが特に重視したのは，利用者共同体の自己組織化（self-organization）能力である。従来の理論では，利用者は与えられたルールのもとで自己利益を追求する主体として想定されていた。しかしオストロムは，利用者自身がルールを創設し，修正し，執行する能力を持つことを強調した。ここでは制度は外部から与えられるものではなく，当事者自身によって形成される。

この視点はレヴィの議論との比較において興味深い。レヴィが国家による協力期待の組織化を分析したのに対し，オストロムは利用者自身による協力期待の形成と維持を分析した。レヴィにおいて協力は，信頼できるコミットメントや条件付き協力を通じて国家が組織するものであった。

これに対してオストロムは，利用者同士の継続的な相互作用のなかで信頼，互恵性，評判が形成され，それらが協力を支える基盤となることに注目した。両者はともに協力の制度的条件を重視するが，レヴィが国家を中心に据えるのに対し，オストロムは利用者自身による制度形成の可能性を強調している。

もっとも，自治的ガバナンスは単なる自発的協力によって成立するわけではない。利用者自身によるルール形成，監視，制裁，紛争解決などの制度的仕組みが存在してはじめて協力は維持される。したがってオストロムの理論もまた，協力を支える制度の形成と維持を分析する理論として理解すべきである。問題は国家が協力期待を組織するか否かではない。むしろ重要なのは，いかなる制度的条件のもとで協力期待が形成され，維持されるのかという点である。

オストロムは，利用者自身がルールを形成し，監視し，制裁することによって協力を維持しうることを示した。しかし，こうした自治的ガバナンスはどのような制度条件のもとで可能になるのであろうか。次節では，オストロムが提示した設計原理を検討し，利用者自身による協力期待の形成と維持を可能にする制度的条件を考察する。

4.3 協力の制度条件

Ostrom（1990）の最も大きな理論的貢献の一つは，世界各地の長期存続型の共通プール資源制度の比較分析を通じて，持続的な協力を可能にする制度条件を明らかにしたことである。オストロムは成功したCPR管理制度に共通する特徴として，いわゆる八つの設計原理（Design principles, DP）を提示した（Ostrom, 1990, p.90, Table 3.1）[6]。

6） Ostrom（1990, pp. 90-91）は，八つの設計原理のリストは，あくまでも暫定的なものであると付け加えている。また，今後の研究の蓄積に

第一に，利用者と資源の境界が明確であることである（DP1）。第二に，利用ルールが地域の生態学的・社会的条件に適合していることである（DP2）。第三に，利用者がルール形成や改訂に参加できる集合的選択の仕組みが存在することである（DP3）。第四に，利用状況を継続的に把握する監視が行われることである（DP4）。第五に，規則違反者に対して段階的制裁が適用されることである（DP5）。第六に，低費用で利用可能な紛争解決手段が存在することである（DP6）。第七に，利用者による自治的なルール形成の権利が外部権力によって承認されることである（DP7）。第八に，大規模な資源管理においては複数の意思決定単位が入れ子状に組織化されることである（DP8）。

もちろん，オストロムの関心は設計原理そのものの列挙にあるのではない。むしろ重要なのは，これらの制度が利用者自身による持続的な協力をいかに可能にするかという点にある。オストロムは，共通プール資源の利用者が外部から統制されなくとも，適切な制度条件のもとでは自らルールを形成し，監視し，制裁し，紛争を解決できることを示した。ここで制度は，個人の行動を制約する規則であると同時に，利用者集団が共同で行為するための条件でもある。

この点は第 3 節で検討したレヴィの準自発的遵守論とも関連する。レヴィは協力の成立条件として信頼できるコミットメントと条件付き協力を重視したが，オストロムの設計原理はそれらを支える制度的基盤として理解することができる。境界の明確化はフリーライダーを排除し，集合的選択は制度への信頼を形成し，監視と制裁は他者も規則を遵守しているという期待を支える。したがって設計原理は，協力を可能にする制度的条件を具体的な形で示したものと解釈できる[7)]。

もっとも，これらの制度は単なる協力促進装置ではない。境界設定は排除を伴い，監視は行動の観察を伴い，制裁は違反者への強制を伴う。協力を可能にする制度は同時に人々の行動を規律する制度でもある。この意味で，オストロムの設計原理は協力の条件であると同時に権力の配置の問題でもある。次節では，この点に着目し，設計原理の背後に存在する権力関係を検討する。

4.4 協力と権力

オストロムの理論はしばしば協力の理論として理解される。しかし，著書 *Governing the Commons*（1990）の中心的関心は単なる協力の成立ではなく，利用者自身が協力を長期的に維持する制度をいかに形成しうるかという点にあった。本稿が第 2 節で論じた制度の二重性という観点からみれば，オストロムの理論もまた協力と権力の関係を扱う理論として理解することができる。

この点はレヴィの準自発的遵守論との比較によってより明確になる。レヴィは国家が信頼できるコミットメントを示し，協力期待を醸成することによって市民の遵守を創出する過程を分析した。他方，オストロムは，利用者自身がルール形成，監視，制裁を担う制度を分析した。両者の関心はともに協力の制度的条件にあるが，協力を組織する主体が異なる。

よって，どの原理の組み合わせが持続的な資源管理にとって重要であるのかが明らかになるだろうと述べている。後年，オストロムは設計原理のいくつかの改訂版を提示している。たとえば，Wilson, Ostrom, and Cox（2013）を参照。

7） さらに，日本の灌漑システムに関する研究も，オストロムの設計原理の有効性を支持している。Sarker and Itoh（2001）は日本の灌漑制度が設計原理と高い整合性を有することを示し，Sarker（2013）はその特徴を「国家による強化された自治」として整理した。これらの事例は，持続的な協力が個人の行動だけによってではなく，利用者集団による共同の意思決定と制度形成によって支えられていることを示している。

しかし，オストロムが提示した八つの設計原理を検討すると，そこには協力だけでなく権力の問題が埋め込まれていることが分かる。境界の明確化（DP1）は誰が利用権を持つのかを決定する排除権を前提としている。集合的選択の取り決め（DP3）は，誰が規則形成に参加するのかという意思決定権の問題を含んでいる。さらに，監視（DP4）は利用者の行動を観察し評価する権限を含んでおり，段階的制裁（DP5）は規則違反者に不利益を課す権力を伴う。したがって，オストロムの設計原理は協力を促進するルールであると同時に，権力を配分するルールでもある。

オストロムの独自性は権力の存在を否定したことにあるのではない。むしろ彼女は，協力を支える力を利用者自身の手に委ねる制度に注目した。利用者は単なるルールの遵守者ではなく，ルールを形成し，監視し，制裁する主体である。この意味でオストロムの分析は，個々の利用者の行為主体性だけでなく，利用者集団による集合的行為主体（collective agency）の形成過程として解釈することができる。

このように考えるならば，オストロムの自治的ガバナンスは「支配なき協力」の理論ではない。たとえば，大規模な CPRs 管理においてガバナンス体制が階層的に組織されるという設計原理（DP8）は，利用者共同体と政府との関係を制度的に位置づけるものである。さらにオストロムは，長期的かつ持続的な CPRs 管理を可能にする制度を「公的な手段と私的な手段を高度に組み合わせたもの」と捉えている（Ostrom, 1990, ch.6）。それ故，自治的ガバナンスは国家から完全に独立した秩序ではなく，むしろ利用者組織と公的制度との相互作用によって支えられている。

したがってレヴィとオストロムの違いは，協力に権力が必要か否かという点にはない。両者とも監視，制裁，コミットメント，条件付き協力の重要性を認めている。相違は，協力を支える制度の中心的な担い手をどこに求めるかという点にある。レヴィにおいては国家が協力期待を組織する主体として位置づけられるのに対し，オストロムにおいては利用者共同体がその形成と維持の中心的役割を担う。もっとも，オストロムにおいても国家は自治の権利を承認し，多層的なガバナンスを支える主体として重要な役割を果たしている。

さらに，この発想は後年の多中心的ガバナンス（polycentric governance）論へと発展する（Ostrom, 2010）。オストロムは公共問題の解決を単一の権力中心に委ねるのではなく，複数の意思決定主体が相互に調整しながらガバナンスを担う仕組みを重視した。そこでは，協力を支える制度的機能は単一の主体に集中するのではなく，利用者組織，地方政府，中央政府など複数の主体によって分担される。したがってオストロムの理論は，協力の理論であると同時に，協力を支える制度的権限が多中心的に組織される可能性を示した理論として理解することができる。

5. 結　　論

本稿の目的は，制度における協力と支配の関係を理論的に検討することであった。守（2001）は，制度が効率性を実現する機能と支配を可能にする機能という二重性を有することを指摘した。本稿はこの視点を出発点として，マルクス，レヴィ，オストロム の議論を再検討した。

第 2 節では，マルクスの協業論を検討した。マルクスによれば，協業は個々人の能力の単純な総和を超える社会的生産力を創出する。しかし同時に，協業は指揮や監督を必要とし，資本主義的生産においては資本による搾取の基盤ともなる。協業は協力を可能にする制度であると同時に，搾取を生み出す制度でもある。

第 3 節では，レヴィの準自発的遵守論を検討した。レヴィは，国家による統治が単なる強制

によって維持されるのではなく，信頼できるコミットメント，条件付き協力，そして協力期待の形成によって支えられていることを明らかにした。人々は政府が約束を守り，他者もまた協力していると信じる場合にのみ自発的に協力する。レヴィの理論は，国家がいかにして協力期待を創出するのかを説明するものであった。

第 4 節では，オストロムの自治的ガバナンス論を検討した。オストロムは，共通プール資源の利用者が自らルールを形成し，監視し，制裁することによって持続的な協力を実現できることを示した。また，協力を支える制度が単なる協力促進装置ではなく，権限や責任を配分する仕組みでもあることを確認した。さらに後年の多中心的ガバナンス論においては，協力を支える制度的機能が複数の意思決定主体によって分担されうることが示された。

以上の検討から明らかになるのは，協力と支配は対立する概念ではなく，むしろ相互に依存する制度的契機であるということである。協力は一定のルール，監視，制裁なしには維持されにくい。他方で，支配は協力を促進する条件となる一方で，過度な統制や不公正な支配は信頼や正統性を損ない，協力の基盤そのものを侵食する危険を常に内包している[8)]。制度の問題は，協力か支配かという二者択一ではなく，両者の緊張関係をいかに調整するかにある。

マルクス，レヴィ，オストロムはそれぞれ異なる問題領域を対象としているが，協力と支配の関係を分析しているという点で共通している。マルクスは協業の背後に支配の形成を見出し，レヴィは国家が信頼，条件付き協力，協力期待の形成を通じて協力を組織する過程を分析し，オストロムは利用者自身による自治的ガバナンスの可能性を明らかにした。これらの議論は，制度を単なる効率性向上の装置としてではなく，協力を可能にすると同時に権力関係を形成する仕組みとして理解する必要性を示している。

したがって，守（2001）の提示した制度の二重性という視点は，協力の制度分析において依然として重要な理論的意義を有している。制度は社会的協力を可能にする一方で，同時に権力関係を形成し再生産する。本稿の検討は，制度を協力と支配の相互関係のなかで捉える視点の重要性を示した。

8） この点は，守（2001, pp. 147-148）が論じる社会的ジレンマとも関連している。つまり，個々の主体による合理的行動は，集合的には協力を支える制度的条件そのものを弱体化させる可能性を持つ。『資本論』第 1 部第 18・19 章を取り上げ，より高い賃金獲得を目指す個々の労働者の行動が，全体としては賃金率の低下をもたらすというマルクスの記述に着目している。また，第 3 部第 13 章における利潤率低下の法則にも，資本家間の競争が集合的には資本の利潤条件を悪化させるという同様の構造が示唆されている。このような制度の自己侵食的な可能性は，本稿で論じた協力と支配の緊張関係を理解するうえでも示唆的である。

謝　　辞

本研究は，公益財団法人旭硝子財団の研究助成を受けて実施された。

（2026 年 7 月 6 日受理）

参 考 文 献

マルクス『資本論』第 1 巻：Marx-Engels-Werke, Bd. 23, Berlin：Dietz Verlag.　邦訳『マルクス＝エンゲルス全集』第 23 巻, 大月書店, 1965 年.

マルクス『1844 年の経済学・哲学手稿』：Marx-Engels-Werke, Bd. 40, Berlin：Dietz Verlag.　邦訳『マルクス＝エンゲルス全集』第 40 巻，大月書店，1975 年 .

守健二（2001）「社会的ディレンマと経済学批判」柴田信也編著『政治経済学の原理と展開』第 2 部第 2 章所収，pp. 147-175，創風社.

Axelrod, Robert（1984）*The Evolution of Cooperation*, New York：Basic Books.（松田裕之訳『つきあい方の科学』HBJ 出版局，1987 年）

Bowles, Samuel and Halliday, Simon D.（2022）*Micro-*

economics : Competition, Conflict, and Coordination, Oxford University Press.
Cook, Karen S., Hardin, Russell, and Levi, Margaret（2005）*Cooperation Without Trust?*, New York : Russell Sage Foundation.
Elster, Jon（1985）*Making Sense of Marx*, Cambridge : Cambridge University Press.
Frohlich, Norman and Oppenheimer, Joe A.（1974）"The Carrot and the Stick : Optimal Program Mixes for Entrepreneurial Political Leaders," *Public Choice*, 19, pp. 43-61.
Hardin, Garrett（1968）"The Tragedy of the Commons," *Science*, 162, pp. 1243-1248.
Levi, Margaret（1988）*Of Rule and Revenue*, Berkeley : University of California Press.
North, Douglass C.（1981）*Structure and Change in Economic History*, New York : Norton.（大野一訳『経済史の構造と変化』日経 BP クラシックス，2013 年）
North, Douglass C.（1985）"The Growth of Government in the United States : An Economic Historian's Perspective," *Journal of Public Economics*, 28, pp. 383-399.
Olson, Mancur（1965）*The Logic of Collective Action*, Cambridge, MA : Harvard University Press.（依田博・森脇俊雅訳『集合行為論―公共財と集団理論―』ミネルヴァ書房，1996 年）
Ostrom, Elinor（1990）*Governing the Commons : The Evolution of Institutions for Collective Action*, Cambridge : Cambridge University Press.（原田禎夫・齋藤暖生・嶋田大作訳『コモンズのガバナンス―人びとの協働と制度の進化―』晃洋書房，2022 年）
Ostrom, Elinor（2010）"Beyond Markets and States : Polycentric Governance of Complex Economic Systems," *American Economic Review*, 100, pp. 641-672.
Roemer, John E.（1982）*A General Theory of Exploitation and Class*, Cambridge : Cambridge University Press.
Sarker, Ashutosh and Itoh, Takashi（2001）"Design Principles in Long-Enduring Institutions of Japanese Irrigation Common-Pool Resources," *Agricultural Water Management*, 48, pp. 89-102.
Sarker, Ashutosh（2013）"The Role of State-Reinforced Self-Governance in Averting the Tragedy of the Irrigation Commons in Japan," *Public Administration*, 91(3), pp. 727-743.
Wilson, David S., Ostrom, Elinor, and Cox, Michael E.（2013）"Generalizing the Core Design Principles for the Efficacy of Groups," *Journal of Economic Behavior & Organization*, 90S, pp. S21-S32.

The Dual Nature of Institutions and the Relationship between Cooperation and Domination : Reconsidering Marx, Levi, and Ostrom

Abstract

This paper examines the relationship between cooperation and domination in institutions. Building on Mori's (2001) argument that institutions possess a dual character—enhancing efficiency while enabling domination—it reconsiders the works of Karl Marx, Margaret Levi, and Elinor Ostrom.

We first analyze Marx's theory of co-operation. Marx argues that co-operation generates a social productive force that exceeds individual capacities, while simultaneously providing the organizational basis for capitalist control and exploitation. Co-operation thus functions as both a productive and a disciplinary institution.

Second, we examine Levi's theory of quasi-voluntary compliance. Levi shows that stable governance depends not only on coercion but also on credible commitments, conditional cooperation, and citizens' expectations that others will comply. Cooperation is sustained when individuals perceive political arrangements as beneficial, fair, and trustworthy.

Third, we investigate Ostrom's theory of self-governance. Through her analysis of common-pool resource management, Ostrom demonstrates that resource users can create, monitor, and enforce rules themselves. Her design principles can be understood not only as mechanisms for sustaining cooperation but also as arrangements that distribute authority and responsibility.

We conclude that cooperation and domination are not opposing principles but mutually dependent institutional dimensions. Institutions simultaneously organize cooperation and structure power relations.